

**厚木市公共下水道使用料条例等一部改正の骨子に関する
パブリックコメントについて**

1 意見募集期間

令和元年7月1日（月曜日）から令和元年7月31日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
 (2) 意見の件数 1件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数（件）
1	条例・計画等に反映させたもの	
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	
3	今後の取組において参考にするもの	
4	条例・計画等に反映できないもの	1
5	その他（感想・質問）	
	合計	1

4 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
1	<p>減免廃止の背景に生活保護の制度では、生活扶助費の第2類費で「光熱水費が含まれている」とある。これをもって減免者の見直しでは全く心が通っていない改正です。</p> <p>生活保護法の規定による保護を受けている方を減免廃止の対象から仮に外すのであれば、上乗せ規定として、具体的な減免とすべき要件を明示すべきと思います。</p>	<p>公共下水道事業につきましては、地方公営企業として汚水を処理する費用は公共下水道使用料で賄うことが原則であり、下水道使用者から使用量に応じて下水道使用料をいただいております。</p> <p>生活保護法の規定による保護を受けている方につきましては生活保護費に光熱水費が含まれていることから、更なる減免の上乗せは困難であると判断しました。</p>	4

5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 下水道総務課
- (2) 連絡先 046-225-2360

6 結果公開日

令和元年9月9日(月) 公開